

流山市新型インフルエンザ等対策行動計画概要版

1. 行動計画策定の背景

平成21年4月にメキシコで発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、世界的大流行となり、我が国においても、発生後1年余で約2千万人がり患し、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人となった。国では、これまでの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成25年4月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」が施行され、同年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」が策定された。

また、この政府行動計画に基づき、千葉県において「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」が策定された。

本市では、これら国や県の行動計画に基づき、特措法第8条第1項に規定される「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定するものである。

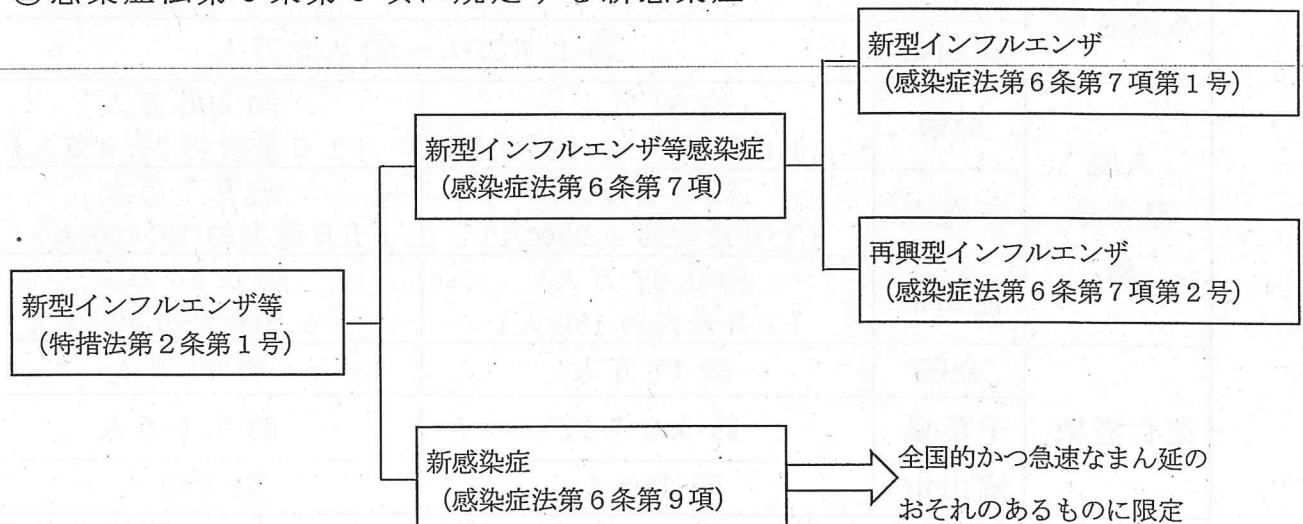
2. 行動計画の概要

(1) 対象となる感染症

① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

- ・ 新型インフルエンザ
- ・ 再興型インフルエンザ

② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症



(2) 基本方針

①対策の目的

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

②対策の基本的な考え方

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等の様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の特徴、流行の状況等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等に記載するもののうちから実施すべき対策を選択し、決定する。

(3) 本市における被害想定

国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータからひとつの例として想定し、推計結果を本市に当てはめた場合（平成22年国税調査では、本市人口163,984人、全国人口128,057,352人として推計）

重度別		中等度 (アジアインフルエンザ)	重度 (スペインインフルエンザ)
致死率		0.53%	2.0%
医療機関 を受診する 患者数	全国	約 1,300 万人～約 2,500 万人	
	千葉県	約 63 万人～約 121 万人	
	流山市	約 1.7 万人～約 3.3 万人	
入院 患者数 ※	全国	約 53 万人 (1日最大約 10.1 万人)	約 200 万人 (1日最大約 39.9 万人)
	千葉県	約 2.6 万人 (1日最大約 4,900 人)	約 9.7 万人 (1日最大約 19,400 人)
	流山市	約 0.07 万人 (1日最大約 130 人)	約 0.26 万人 (1日最大約 520 人)
死亡者数	全国	約 17 万人	約 64 万人
	千葉県	約 0.8 万人	約 3.1 万人
	流山市	約 200 人	約 800 人

※上記の被害想定は、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の効果、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していない。

(4) 行動計画の構成

項 目	記 載 内 容
I はじめに	1. 新型インフルエンザ等の発生と危機管理 2. 国の新型インフルエンザ対策の経緯 3. 政府行動計画の作成 4. 千葉県行動計画の作成 5. 本市の行動計画の作成
II 基本的な方針	1. 対策の目的・基本的な戦略 2. 基本的考え方 3. 対策実施上の留意点 4. 発生時の被害と影響 5. 対策推進のための役割分担 6. 行動計画の主要7項目 ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤予防接種 ⑥医療 ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保
III 各段階における対策	新型インフルエンザ等の発生段階ごとに7項目の対策を規定 【発生段階】 ①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期 ④県内感染期 ⑤小康期
(参考1)	・県内外で鳥インフルエンザが人で発生した場合等の対策
(参考2)	・用語解説

3. 役割分担

各対策推進のため、市民、行政、各機関の主な役割は次の通りとなる。

項 目	主 な 役 割
国	国全体としての万全の態勢を整備し、自ら対策を実施するとともに、新型インフルエンザ等ワクチン等医薬品の調査・研究の推進と国際機関や諸外国との連携を推進する。
千葉県	特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、県内の中心的な役割を担い、各種対策を総合的に推進する。
流山市	国や県等との密接な連携・協力により、住民接種（市民に対する予防接種）等の各種対策を的確に推進する。
医療機関	診療計画の策定及び医療体制の整備を進め、発生時には、状況に応じて医療体制を強化し、新型インフルエンザ等に対する医療を提供する。
指定（地方） 公共機関	【医療関係団体、鉄道事業者、ガス事業者、運送事業者等】 政府行動計画と県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策のための体制や関係機関との連携等に関する業務計画を作成し、発生時に公益性の高い各業務を安定的に推進する。 【県医師会】 発生時には、特定接種（医療提供の業務等に携わる者）や住民接種（市民への予防接種）及び患者の診療等を行う。
登録事業者	【医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者・運送事業者等】 発生時に備えての職場における感染対策等を実施し、発生時には、最低限の市民生活及び市民経済の安定が維持できるよう重要な業務を継続する。
一般の事業者	発生時に備えての職場における感染対策等を実施し、発生時には事業の縮小などにより感染防止措置を実施する。緊急時には施設の使用制限や催事の開催制限等のまん延防止策へ協力する。
個人（市民）	マスクの着用、咳エチケット、手洗い、正しい知識の習得等個人レベルでの感染対策を実践する。

4. 市の実施体制

本市の実施体制としては、国内において新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置、「緊急事態宣言」がなされた場合に、特措法第34条及び「流山市新型インフルエンザ等対策本部条例」並びに「流山市新型インフルエンザ等対策本部規則」に基づき市長はただちに市長を本部長とする「流山市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、必要な措置を講ずる。

また、市民生活及び市民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等の流行が本市を含め近隣市等で発生し、市長が認めるときについても、任意で「市対策本部」を設置する。

【流山市新型インフルエンザ等対策本部】

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	水道事業管理者、総合政策部長、総務部長、財政部長、市民生活部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、産業振興部長、環境部長、都市計画部長、都市整備部長、土木部長、学校教育部長、生涯学習部部長、その他本部長が必要と認める職員
設置基準	①国が政府対策本部を設置、「緊急事態宣言」がなされた場合 ②新型インフルエンザ等の流行が本市を含め近隣市等で発生し、市長が認める場合

5. 発生段階ごとの対策の概要

新型コロナウイルス感染症の発生時の各段階における主要7項目の主な行動内容は次のとおりである。

発生段階 主要7項目	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期)～ 県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的	- 発生に備えた体制整備 - 情報収集	- 県内発生に備えた体制整備 - 県内発生への迅速な体制整備	- 感染拡大をできる限り抑制 - 適切な医療の提供 - 感染拡大に備えた体制整備	- 医療体制の維持 - 健康被害や市民生活、市民経済への影響を最小限に抑える	- 市民生活、市民経済の回復 - 流行の第2波への準備
1. 実施体制	- 市行動計画の作成 - 千葉県、関係機関等との情報交換、連携体制の確立及び訓練の実施	- 市行動計画に基づく事前準備の開始 - 国が決定した基本的対応方針の周知 - 千葉県、関係機関等との連携強化	- 国「政府対策本部」の設置 - 千葉県「県対策本部」の設置 - 流山市「市対策本部」の設置		- 緊急事態解除宣言がなされた時は、「市対策本部」を廃止 - 各段階での対策の評価、行動計画の見直し
2. サーベイランス・情報収集			国、県の要請に応じてサーベイランス・情報収集に協力		
3. 情報提供・共有	情報提供体制の整備		発生動向や対策に関する情報収集	市民に対し発生段階に応じた迅速な情報提供	
				「新型コロナウイルス等相談窓口」の設置	
4. 予防・まん延防止			国、県と連携し基本的な感染対策等を市民に情報提供等	県知事決定の措置内容等の周知に協力（●不要不急の外出自粛、学校保育施設等に施設の使用制限等）	
5. 予防接種	予防接種体制の構築		国の決定に基づき医療従事者等への特定接種の準備と実施		
			国が決定する優先順位に基づき住民接種の準備と実施 (●緊急事態宣言時、住民接種は予防接種法第6条第1項の臨時予防接種の位置づけ)		

県、保健所の医療体制整備に協力			
6. 医療		県が設置する帰国者・接触者外来での診療	原則、一般医療機関で診療開始 通常の医療体制
7. 市民生活及び市民経済の安定の確保	・要援護者の把握、支援体制の検討 ・火葬能力の把握 ・一時遺体安置所の検討 ・防護具等の備蓄	・発生を要援護者等に周知 ・市内事業者への感染対策の徹底	要援護者への生活支援
		円滑な埋火葬体制の準備・維持 一時遺体安置所の設置・体制維持 ●埋葬・火葬の特例措置	市民への適切な消費行動を呼びかけ 県等が行う事業者への対策に協力

●は国が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合に実施する。

